

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第25号
令和7年10月23日

令和7年11月9日執行の広島県知事選挙における投票所を閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、次のとおり繰り上げます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 古河 真人

投票区	投票所施設名	投票所を閉じる時刻
第二十一投票区	白川集会所	午後6時00分
上多田投票区	みどり会館	午後6時00分